

岐阜県公報

目 次

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

概要等

警備員指導教育責任者講習の実施

(農地整備課) 五五^ペ五^シ

(生活安全総務課) 五五^シ五^ペ

第二千九百七十四号
平成三十年八月二十一日

(火曜日)

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を垂井町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
栗 原 地 区	垂 井 町 役 場	平 成 三 〇 年 八 月 二 十 一 日 至 八 月 二 十 九 日

警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）以下「法」という。（第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成三十年八月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

実施する講習の区分	実施期間	定員	手数料
法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の新規取得講習（以下「三号新規取得講習」という。）	平成三十年十月十五日（月）から十月十九日（金）までの五日間	二十人	三八、〇〇〇円
法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習（以下「三号追加取得講習」という。）	平成三十年十月十八日（木）及び十月十九日（金）の二日間	十人	一四、〇〇〇円

二 講習時間

午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日は、修了考査終了までとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目一 番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）二七六 〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

1 三号新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

(一) 最近五年間に法第二条第一項第三号に規定する警備業務の区分（以下「三号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）（第四条に規定する一級の検定（三号区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(三) 検定規則第四条に規定する二級の検定（三号区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事しているもの

(四) 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）（第一条第二

項に規定する一級の検定（三号区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

(五) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（三号区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事しているもの

2 三号追加取得講習

受講申込みを行う日において、三号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十一条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、四の1の(一)から(五)までのいずれかに該当するもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間
平成三十年九月六日（木）及び九月七日（金）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）。ただし、事前予約の受付期間中であつても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇 一四七七

八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は、受け付けない。）。

2 受講申込み

1 により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと（郵送又は代理人による申込みは、受け付けない。）。

(一) 期間

平成三十年九月十日（月）から九月二十一日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

六 提出書類

事前予約後、受付期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格の要件を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。）一通

受講申込書には、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景及び縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚を貼付すること。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 三号新規取得講習を受講する者

(1) 四の1の(一)に該当する者

最近五年間に三号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面（三号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限り。以下③及び⑤において同じ。）及び履歴書

(2) 四の1の(二)に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 四の1の(三)に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(4) 四の1の(四)に該当する者

旧一級検定に係る検定合格証の写し

(5) 四の1の(五)に該当する者

旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上三号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(二) 二号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 四の2に該当することを疎明する六の2の(一)の(1)から(5)までのいずれかの書面

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付（各警察署に備付けの納付書に貼付）をすること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具（鉛筆及び消しゴム）を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二十番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一 二四二四 内線三 二一六

平成三十年八月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社